

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等 及び教室等の備品管理

◆学校の清潔

大掃除の実施、雨水の排水溝等、排水の施設・設備

◆ネズミ、衛生害虫等

ネズミ、衛生害虫等

◆教室等の備品の管理

机・いすの高さ、黒板面の色彩

大掃除は、毎学年3回。それ以外は、毎学年1回

第4 水泳プール

◆水質

- (1)遊離残留塩素 0.4mg/ℓ以上、1.0mg/ℓ以下
- (2)pH値 5.8～8.6
- (3)大腸菌 検出されないこと
- (4)一般細菌 200コロニー/ml以下
- (5)有機物等 12mg/ℓ以下(KMnO₄消費量)
- (6)濁度 2度以下
- (7)総トリハロメタン 0.2mg/ℓ以下が望ましい
(使用期間中1回以上)
- (8)循環ろ過装置の処理水 0.5度以下
(出口における濁度) (毎学年1回)

(1)～(6)使用日の積算が30日以内ごとに1回

◆施設・設備の衛生状態(毎学年1回)

- (9)プール本体の衛生状況等
- (10)浄化施設及びその管理状況
- (11)消毒設備及びその管理状況
- (12)屋内プール
 - ア 空気中の二酸化炭素 1500ppm以下が望ましい
 - イ 空気中の塩素ガス 0.5ppm以下が望ましい
 - ウ 水平面照度 200lx以上が望ましい

第5 日常における環境衛生

◆教室等の環境

換気、温度、明るさとまぶしさ、騒音

◆飲料水等の水質及び施設・設備

飲料水の水質、雑用水の水質、飲料水等の施設・設備

◆学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等

◆水泳プールの管理

プール水等、附属施設・設備等

〔これ以外の項目については、学校長が必要と認め
たものについて実施する。〕

第6 雑則(臨時検査)

1 学校で下記(1)～(4)のような場合、臨時に必要な検査を行うものとする。

- (1)感染症又は食中毒 (2)風水害等
- (3)新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等の搬入による揮発性有機化合物の発生のおそれ
- (4)その他必要なとき

2 臨時検査は、定期に行う検査に準じた方法で行う。

3 定期及び臨時の検査結果の記録は、検査の日から5年間保存する。毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努め、記録は3年間保存に努める。

4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、閲覧できるように保存する。

単位について(参考)

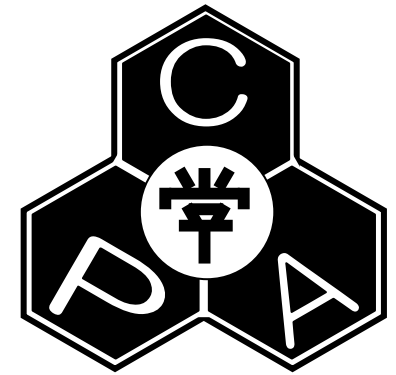
(1)重さを測る単位(g)

kg(キログラム)	10 ³	
g(グラム)	1	
mg(ミリグラム)	10 ⁻³	(1000分の1)
μg(マイクログラム)	10 ⁻⁶	(100万分の1)
ng(ナノグラム)	10 ⁻⁹	(10億分の1)
Pg(ピコグラム)	10 ⁻¹²	(1兆分の1)
fg(フェムトグラム)	10 ⁻¹⁵	(1000兆分の1)

(2)濃度を測る単位

PPm	μg/g	(100万分の1)
PPb	ng/g	(10億分の1)
PPt	Pg/g	(1兆分の1)
PPq	fg/g	(1000兆分の1)

学校環境衛生の しおり



2011

千葉県学校薬剤師会

〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町9-2

TEL 043(242)3801

FAX 043(248)0646

～平成21年4月1日改定基準～

第1 教室等の環境

◆換気及び保温等

- (1)換気 二酸化炭素は 1500ppm 以下が望ましい
(2)温度 10℃～30℃
(冬期 18～20℃、夏期 25～28℃)

- (3)相対湿度 30%～80%
(4)浮遊粉じん 0.10mg/m³以下
(5)気流 0.5m/秒以下
(6)一酸化炭素 10ppm 以下
(7)二酸化窒素 0.06ppm 以下
(8)揮発性有機化合物

- ア ホルムアルデヒド 100 μg/m³ (0.08ppm)以下
イトルエン 260 μg/m³ (0.07ppm)以下
ウ キシレン 870 μg/m³ (0.20ppm)以下
エ p-DCB 240 μg/m³ (0.04ppm)以下
オ エチルベンゼン 3800 μg/m³ (0.88ppm)以下
カ スチレン 220 μg/m³ (0.05ppm)以下

- (9)ダニ又はダニアレレルゲン
100 匹/m³以下、又はこれと同等の
アレレルゲン量以下

- (1)～(7) 毎学年2回
(8)(9) 毎学年1回

◆採光及び照明(毎学年2回)

- (10)照度 ・教室等の照度の下限値は 300lx
・教室及び黒板の照度は、
500lx 以上が望ましい
・コンピュータ教室等の机上の照度は、
500～1000lx が望ましい
・テレビ等の画面の垂直面照度は、
100～500lx が望ましい
・その他の学校施設の照度は、
Z9110 の照度基準に適合
・教室及び黒板のそれぞれの最大照度と
最少照度の比は 20:1 を超えないこと

- (11)まぶしさ
・黒板の外側 15° 以内に強い光源がないこと、黒板面
及び机上面に光沢がないこと
・電灯・明るい窓等が、テレビ等の画面に映じていない
こと

照度の基準

体育館	300lx
講堂	200lx
図書閲覧室	500lx
実験実習室	500lx
被服教室	500lx
放送室等	500lx
階段	150lx
非常階段	50lx
廊下	100lx
洗面所	200lx

◆騒音(毎学年2回)

- (12)騒音レベル・等価騒音レベル
閉窓時: LAeq50dB 以下
開窓時: LAeq55dB 以下
(児童・生徒がいない状態)

測定結果が著しく基準値を下回る場合は、以後、内外の
騒音環境に変化がなければ次回からの検査を省略でき
る(閉窓時: LAeq45dB 以下、開窓時: LAeq50dB 以下)

等価騒音レベルの測定

日本工業規格 C1509 に規定する積分・平均機能を
備える普通騒音計を用い、A 特性で5分間

第2 飲料水等の水質及び施設・設備

◆水質

- (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)
- | | |
|--------------|--|
| ア 一般細菌 | 100 コロニー/ml 以下 |
| イ 大腸菌 | 検出されないこと |
| ウ 塩化物イオン | 200 mg/l 以下 |
| エ 全有機炭素(TOC) | 3 mg/l 以下
10 mg/l 以下(KMnO ₂ 消費量) |
| オ pH 値 | 5.8～8.6 |
| カ 味 | 異常でないこと |
| キ 臭気 | 異常でないこと |
| ク 色度 | 5度以下 |
| ケ 濁度 | 2度以下 |
| コ 遊離残留塩素 | 0.1 mg/l 以上 |

- (2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする
飲料水の水質

- (3)専用水道及び専用水道に該当しない井戸水等
を水源とする飲料水の原水の水質

- (4)雑用水の水質

ア pH 値	5.8～8.6
イ 臭気	異常でないこと
ウ 外観	ほとんど無色透明 であること
エ 大腸菌	検出されないこと
オ 遊離残留塩素	0.1 mg/l 以上 (結合残留塩素の場合は 0.4 mg/l 以上)

◆施設・設備

- (5)飲料水に関する施設・設備

給水源の種類、維持管理状況、貯水槽の清潔
状態、機能の維持、故障、浄化設備、塩素消毒
設備

- (6)雑用水に関する施設・設備

雨水等の表示、誤飲防止構造・表示、逆流防
止構造、清潔、異常

- (1)(3) 毎学年1回
(2) 水道法の検査回数
(4)(6) 毎学年2回
(5) 水道水; 毎学年1回
井戸水; 毎学年2回